

次の対象区域において，建築基準法第 8 6 条の 2 第 1 項の規定に基づく認定をいたしましたので，同条第 6 項の規定に基づき公告します。

その関係図書は，京都市都市計画局建築指導部建築指導課において，一般の縦覧に供します。

平成 2 5 年 1 0 月 2 3 日

京都市長 門川 大作

## 1 認定事項

認定番号	認定年月日	対象区域
1 1 - 0 1 0	平成 2 5 年 1 0 月 1 6 日	京都市伏見区向島鷹場町 1 0 4 番地の 1 及び同区向島清水町 5 6 番地の 5

## 2 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 8 時 4 5 分から午後 5 時 3 0 分まで(ただし，正午から午後 1 時までを除く。)

( 都市計画局建築指導部建築指導課 )